

徳島県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 地区名

地神池地区

二 縦覧期間

令和五年三月一日から

令和五年三月三十日まで

三 縦覧場所

三好市役所